

登別市建設工事関係業務委託検査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、業務検査員が行う検査について、登別市建設工事関係業務委託検査要領（平成29年訓令第3号。以下「要領」という。）の定めるもののほか必要な事項を定める。

(検査の範囲)

第2条 この基準は、要領第3条に規定する検査に適用する。

(業務検査員の心得)

第3条 業務検査員は、次に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 業務検査員は、検査を実施するときは、受注者の立場を尊重し、言動に十分配慮するものとする。
- (2) 業務検査員は、事前に委託業務の内容の把握に努め検査の迅速かつ効率的な執行を図るものとする。
- (3) 検査は、原則として通常の勤務時間内に実施するものとする。

(検査の実施)

第4条 業務検査員は、検査を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、検査を中止するものとする。この場合において、業務検査員は、直ちに契約担当者に報告し、その指示を受けるものとする。

- (1) 完了検査に際し、委託業務が完了に至っていないとき。
- (2) 検査に必要な準備が行われていないと認めるとき。
- (3) 既成部分検査に際し、委託業務が所定のでき形に達していないとき。
- (4) 要領第7条に定める者が、正当な理由がなく検査に立会わないとき。
- (5) 受注者が故意に検査の執行を妨害したとき。
- (6) 委託業務の成果品に重大な欠陥がある場合で検査の執行の続行が不相当と認められたとき。
- (7) 委託業務の契約図書に定められている再委託等の禁止に該当したとき。
- (8) 天災その他やむを得ない事情により検査が不可能となったとき。
- (9) 検査が委託業務の契約図書に定められている完了確認等の定めた期間内に検査を実施することが出来ない自由が生じたとき。

(検査の内容)

第5条 検査は、委託業務の成果品を対象として行うものとし委託業務の契約図書に基づき成果品について合否の判定を行うものとする。

2 業務検査員は、検査に当たり必要に応じて受注者又は業務監督員に対して履行状況、関係資料について事実の説明を求めることが出来る。

3 業務検査員は、必要に応じて現地調査等を行うことが出来る。

(検査の方法)

第6条 業務検査員は、委託業務の成果品及び各種記録等が契約図書に定める技術基準に沿っているかを確認するため検査を行うものとする。この場合において、業務検査委員は、検査基準（別表第1）、委託業務別検査の視点（別表第2）を参酌し行う。

(検査結果の処理)

第7条 業務検査員は、要領第10条第1号イ（ア）に基づき修補の報告をする場合は、業務検査員の一方的な指示を避け受注者側の意見も十分聴取し、委託業務の内容を総合的に検討して指示するものとする。

附 則（平成29年訓令第4号）

この訓令は、平成29年1月19日より施行する。

別表第1（第6条関係）

検査基準（参酌する基準）

検査項目	検査内容	検査方法
委託業務目的の達成	(1) 成果品は委託の目的を達成しているか。 (2) 打合せ記録の内容が成果品に反映されているか。 (3) 成果品を使用する際に不足が生じないか。	契約図書と報告書、成果品、各種記録の観察により検査する。
成果品の数量	成果品の項目は、契約図書と対比して合致しているか。	観察又は実測により検査する。
成果品の品質	(1) 取りまとめはわかりやすく、的確に行われているか。 (2) 成果品にミスはないか。 (3) 成果品は適切な技術基準により実施されているか。 (4) 成果品は適切な調査測定方法、調査測定機器によって作成されているか。	ア 観察と受注者からの説明を聞き取り、検査する。 イ 検査中の成果品観察により誤字、脱字、漏れが無いか検査する。 ウ 観察と受注者からの説明により、成果品を作成した根拠となる技術基準が添付され明確に確認できるか検査する。 エ 観察と受注者からの説明により、調査測定方法、調査測定機器を確認する。

別表第2（第6条関係）

委託業務別検査の視点（参酌する視点）

業務	検査項目	検査の視点
測量業務	目的達成	測量の範囲は今後の委託業務に必要な範囲となっているか。
		現地と比較し、測量点、調査物件に不足はないか。
	成果品の数量	契約図書で示されている成果品が作成されているか。
		公共測量作業規程で示されている成果品が作成されているか。
		現地に成果品となる測量標等が設置されているか。
	成果品の品質	観測手簿に作為はないか。
		観察又は実測により作成されているか。
		精度管理が確実に行われており、制限値内か。
		点検計算が所定の方法で行われ、許容範囲内か。
		平均計算による誤差は許容範囲内か。
		図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか。
		測量標等の設置位置は工事等に支障なく適切か。
		立会簿、建標承諾書等の必要書類が整備されているか。
	成果品の照査、社内検査、点検は不足無く、確実に実施しているか。	
	調査業務	目的達成
調査の解析結果は委託業務の目的を達成しているか。		
対策工法の比較検討に当たっては可能な工法を選定し、経済性、安全性、長期安定性に十分考慮しているか。		
成果品の数量		契約図書で示されている成果品（図面、報告書等）が作成されているか。
成果品の品質		調査記録に作為はないか。
		精度管理が確実に行われており、制限値内か。
		調査機器の点検が所定の方法で行われているか。
		解析方法、計算方法、計画の安全率等は適切か。
		調査結果と考察、解析は矛盾点が無く、整合しているか。

		報告書、図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか。
		考察や解析に使用した技術資料は明確になっているか。
		設計、施工に使用しやすい報告書、図面となっているか。
		成果品の照査は不足無く、確実に実施しているか。
設計業務	目的達成	設計内容は積算、施工、他の設計業務に必要な成果品を作成しているか。
		設計内容は委託業務の目的を達成しているか。
	成果品の数量	契約図書で示されている成果品（図面、報告書等）が作成されているか。
	成果品の品質	設計内容は測量、調査解析結果を反映しているか。
		設計内容は現場の特性に合わせて、経済性、安全性、施工性、環境保全、維持管理が考慮されているか。
		設計方法、数量計算方法、構造物の安全率等は適切か。
		報告書、図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか。
		設計に使用した技術資料は明確になっているか。
		積算、施工に使用しやすい報告書、図面となっているか。
		成果品の照査は不足無く、確実に実施しているか。
施工管理・工事監理	委託業務全体に関する評価	委託業務の全体把握をしていたか。
		工程管理をしていたか。
		取組姿勢、責任感、設計意図伝達力、協調性をもって委託業務を実施したか。
		関連する委託業務及び関連工事との調整をしていたか。
	委託業務の実施状況	発注者や請負者への指示書や説明書資料を作成したか。
		指示書や説明資料の内容は的確なものか。
		協議簿を作成し、必要に応じて図面等を添付して作成されているか。
		設計と条件の整理、技術検討、仕様書、設計図等を的確に理解し業務を実施していたか。
	委託業務の達成度	指示書、説明資料、協議簿等の成果品を適切に作成し取りまとめているか。
		専門的な知識、法令等の理解、関係機関等の調整は円滑に実施したか。

計画策定	業務執行技術力	検討項目は、仕様書等による発注者の意図を的確に理解し検討しているか。
		採用に至るまでの工法、技術基準内容は、複数案を比較検討し、委託業務の目的に適合し事業費の適正金額を検討したか。
		策定に必要な技術基準、仕様書、関連法令等を十分に理解し策定しているか。
		最新の技術、関係法令、調査・解析・設計等の手法や技術に十分に対応できる能力を有していたか。
	説明力、協調性、提案力	質疑に対する的確な回答があり、一般論と当該委託業務固有の議論と明確に区別され、文書化されているか。
		曖昧な表現をせず、的確に理論的な説明と根拠資料により、内容が容易に理解できるか。
		業務処理責任者の説明は、相手の理解度を把握し、理解度に応じて説明が工夫され提案されたか。
	目的達成	契約図書に提示した項目が漏れなく実施されているか。
		委託業務履行中の指示・検討事項が漏れなく実施されているか。
		成果物は、委託業務目的と照査し満足する内容であるか。
		高度な技術、多岐にわたる検討項目など難易度の高い委託業務に対し必要な委託業務成果が得られているか。
	成果品の数量	契約図書で示されている成果品（図面、報告書等）が作成されているか。
	成果品の品質	記載方法が創意工夫され簡潔で理解しやすい表現であるか。
		契約図書の要求事項、委託業務履行中の指示を関連づけて作成したか。
		成果品の品質に大きく影響しない（簡易に修正できる）表記・計算等の誤記はないか。
		必要となる書類を整備し、採用した根拠となる関連資料を整備しているか。